

2024年3月11日
日本銀行金沢支店

令和6年能登半島地震等により損傷した現金の引換えについて

日本銀行では、現在有効な銀行券および貨幣に焼損や汚損などの損傷が生じた場合、法令等に定める基準に基づき、引換えを行います^{注1}。

今般の令和6年能登半島地震等により、焼けてしまった、あるいは水に濡れてしまったなど、損傷した現金について、日本銀行金沢支店での引換えを希望される場合^{注2}は、日本銀行金沢支店 発券課（Tel：076-223-9527）までご連絡ください。

なお、損傷した現金の引換えは、当店にご来店頂いたうえ、引換え依頼を受け付けた後、速やかに所定の手続に則って行いますが、その数量、損傷度合等に応じて、引換えのために要する時間は異なります。

少しでも多くの方の引換え依頼にお応えしていく観点から、損傷した現金の日本銀行での引換えを希望される場合は、次の点につきましてご協力を頂きたく存じますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。受付時間等の詳細は、日本銀行HP「[損傷したお金の引換え窓口](#)」をご参照ください。

注1 損傷した現金の引換えは、日本銀行の本店とすべての支店において受け付けますが、日本銀行の電算センター（東京都府中市）、発券センター（埼玉県戸田市）、国内事務所および海外駐在員事務所では受け付けておりませんので、ご留意ください。なお、日本銀行では、郵送による引換え依頼および両替業務は行っておりません。

注2 当店へのご来店が難しい場合は、お近くの金融機関にご相談ください。




1. 事前予約のお願い

令和6年能登半島地震等により損傷した現金について、日本銀行金沢支店での引換えを希望される場合は、少しでも多くの方の引換え依頼にお応えするとともに、所定の手続を円滑に進める観点から、事前に日本銀行金沢支店発券課（Tel：076-223-9527）まで、ご予約のお申し出を頂きたく存じます。

その際、現金の損傷状態や枚数などを確認のうえ、お持ち込みの日時等を調整させて頂きますので、ご理解ご協力をお願いします。

2. 損傷した現金のお持ち込み方法等

損傷した現金をお持ち込みになる場合は、その損傷の状況等に応じて、下表を参考にご対応頂きますと、引換えのために要する時間の短縮等につながりますので、可能な限りのご協力をお願いします。

<p>焼けてしまった現金</p> 	<p>箱に入れるなど、できる限り原形を崩さないようにお持ち込みください。</p> <ul style="list-style-type: none">— 現金が破砕する（粉々な状態になる）リスクを軽減するためです。— なお、灰になった銀行券も、その灰が銀行券であることが確認できれば、引換えが可能です。
<p>水に濡れてしまった現金</p> 	<p>できる限り乾燥させてからお持ち込みください。</p> <ul style="list-style-type: none">— 水に濡れた状態でお持ち込みされた場合、日本銀行では当該現金を乾燥させてから鑑定作業を行うこととなるため、引換えに相応のお時間を頂くこととなります。— 銀行券については、できる限り1枚ずつの状態乾燥させてからお持ち込みください。
<p>泥等が付着して汚れてしまった現金</p> 	<p>可能な範囲で水洗いをしたうえ、できる限り乾燥させてからお持ち込みください。</p> <ul style="list-style-type: none">— 付着物は、できる限り取り除いてください。— 水に濡れた状態でお持ち込みされた場合、日本銀行では当該現金を乾燥させてから鑑定作業を行うこととなるため、引換えに相応のお時間を頂くこととなります。

* 例示の写真は、令和6年能登半島地震発生後に持ち込まれた損傷した現金の事例

3. 引換基準

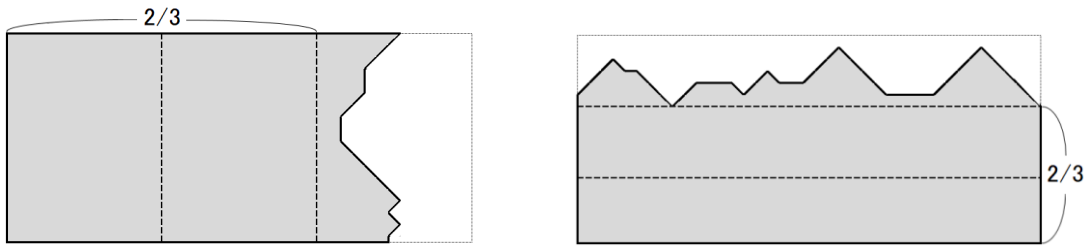
日本銀行は、次の基準に従い、損傷した現金の引換えを行います。基準を満たさないものについては、失効（価値はなし）となります。

(1) 銀行券

表裏の両面が具備されている銀行券を対象として、下記の面積基準に基づき、引換えを行います。

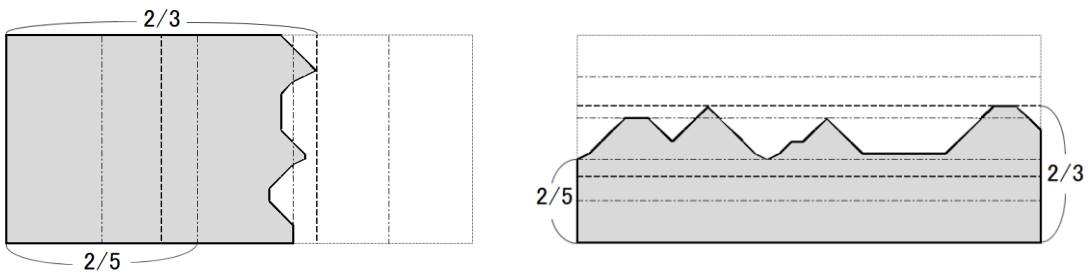
—— 銀行券の紙片が2つ以上ある場合において、各紙片が同一の銀行券の紙片であると認められるときは、各紙片の面積を合計した面積をその券面の残存面積として、下記の基準を適用します。

① 券面の3分の2以上が残存するもの：全額（1万円の場合は1万円）

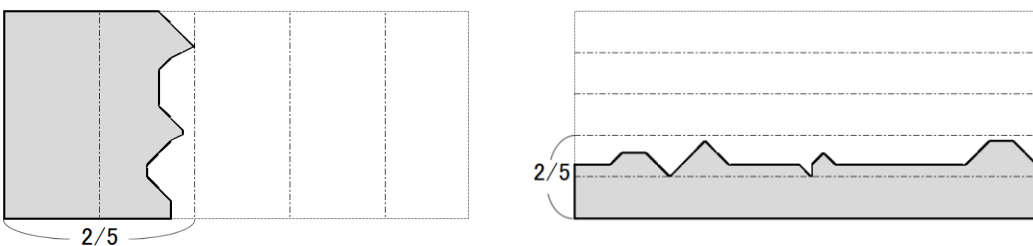


② 券面の5分の2以上3分の2未満が残存するもの：半額（1万円の場合は5千円）

—— 額面価格の半額に一円未満の端数がある場合には、これを切り捨てます。



③ 券面が5分の2未満のもの：失効（価値はなし）



(2) 貨幣

模様の認識ができる貨幣を対象とします。具体的な引換基準は次のとおりです。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目が減少した貨幣については、下記の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に額面価格の全額をもって引換えます。

① 金貨

量目の98%以上のものについて、額面価格の全額をもって引換えます。

② 金貨以外の貨幣

量目の2分の1を超えるものについて、額面価格の全額をもって引換えます。

<ご参考>

令和6年能登半島地震発生後に持ち込まれた損傷した現金の事例

▽ 焼損した銀行券1



▽ 焼損した銀行券2



▽ 焼損・書類等が癒着した銀行券



▽ 泥等が付着した貨幣



以上

(本件に関する照会先)

日本銀行金沢支店 発券課 (Tel : 076-223-9527)